

静岡県立病院機構評価委員会

参考資料

○目次

- ・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務実績に関する評価について 1
- ・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例 9
- ・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針 11
- ・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構の事業年度の業務実績に係る評価要領 . . . 13
- ・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構 平成 30 年度計画 15
- ・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構第 3 期中期目標 27

地方独立行政法人静岡県立病院機構の
業務実績に関する評価について
(評価の実施体制・方法等の説明)

平成 31 年 2 月
静岡県

目 次

I. 県立病院機構のなりたちと運営

I-1	地方独立行政法人静岡県立病院機構について	3
I-2	静岡県立病院機構の運営	3

II. 県立病院機構の評価

II-1	評価の位置づけ	4
II-2	評価のサイクル	4
II-3	評価の目的	4
II-4	評価を行う上での基本的な考え方	4
II-5	評価の着眼点	5
II-6	評価方法	5
II-7	評価の実施主体	6

(別紙)

静岡県立病院機構評価委員会	委員名簿	7
---------------	------	---

地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務実績に関する評価について

I. 県立病院機構のなりたちと運営

I-1 地方独立行政法人静岡県立病院機構について

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）は、平成 21 年 4 月に県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院の県立 3 病院の業務を承継して発足した。

県立総合病院は県内医療機関の中核病院として各疾病の総合的な医療をはじめ、高度・専門医療や救急・急性期医療を提供し、地域の医療機関との連携強化や役割分担を図っている。

県立こころの医療センターは県内精神医療の中核病院として救急・急性期医療や在宅医療支援を実施しており、また、県内唯一の医療観察法指定入院医療機関である。

県立こども病院は県内小児医療の中核病院として、一般の医療機関では診断・治療の困難な小児患者を県内全域から受け入れ、高度かつ先進的な医療を提供している。

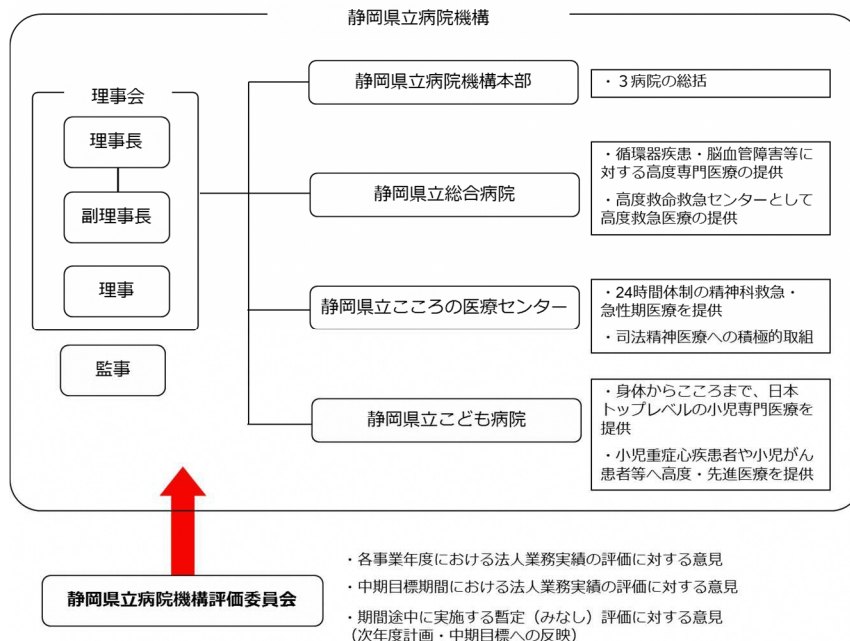
<機構の概要>

区分	地方独立行政法人 静岡県立病院機構		
病院名	静岡県立総合病院	静岡県立こころの医療センター	静岡県立こども病院
所在地	静岡市葵区北安東 4-27-1	静岡市葵区与一 4-1-1	静岡市葵区漆山 860
開設日	昭和 58 年 2 月 1 日	昭和 31 年 11 月 1 日	昭和 52 年 4 月 1 日

I-2 静岡県立病院機構の運営

機構は、県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院の 3 病院を一つの法人として運営している。総合病院内に 3 病院を統括する法人本部を置き、毎月の理事会や運営会議を通じて、役員や幹部職員が経営状況を把握するとともに、状況変化に応じた予算措置や組織改正等を行っており、法人化の利点を生かした臨機応変な組織運営が行われている。

機構は、地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）第 41 条第 4 項の規定により、設立団体である県からの貸付金を財源として、必要な施設整備・医療機器整備を行っている。また、県は、同法 85 条の規定により機構が行う政策医療・不採算医療に関して運営費負担金を交付している。



II. 県立病院機構の評価

II-1 評価の位置づけ

地独法第 25、26 条の規定により、設立団体である県は中期目標期間（5 年間）における目標（中期目標）を定め、機構は中期目標に基づき中期計画及び各事業年度の計画を立て各種取組を実施することになっている。

機構は地独法に基づき県が設立した法人であることから、設立団体の長（知事）は、機構の業務実績を定期的に評価し、その評価結果を機構の運営の改善に反映させることで PDCA サイクルを機能させるとともに、県民に対して公表する責任を負っている。そのための具体的な方法として、毎事業年度の業務実績（またはその見込み）に関する評価（年度評価）を実施するとともに、中期目標の達成状況（またはその見込み）に関する評価（中期目標期間評価）を実施することになっている。公平性・客観性を担保するため、本県では、年度評価、中期目標期間評価ともに、県が実施した評価について静岡県立病院機構評価委員会の意見を聴くことにしている。

※従来、評価の実施主体は評価委員会であったが、地独法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、平成 30 年度から業績評価の主体が評価委員から設立団体の長に変更となった。

II-2 評価のサイクル

法人設立当初から、年度評価として、事業期間の途中時点（2 月頃）の暫定評価、事業期間終了後（翌年度 8 月頃）に本評価を実施し、中期目標期間評価においても同様に、中期目標期間の第 4 事業年度目の暫定評価、中期目標期間終了後（翌年度 8 月頃）に本評価を実施してきた。なお、地独法の改正により、中期目標期間の最終年度にみなし評価の実施が追加された。

<各中期目標期間の評価サイクル>

計画		第 2 期中期計画					第 3 期中期計画				
年度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
年度 評価	暫定評価	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	本評価 (対象年度)	● (H25)	● (H26)	● (H27)	● (H28)	● (H29)	● (H30)	● (H31)	● (H32)	● (H33)	● (H34)
中期 目標 期間 評価	暫定評価 (みなし評価)				● 暫定 評価	● みなし 評価			● 暫定 評価		● みなし 評価
	本評価 (対象期間)	● (第 1 期)					● (第 2 期)				

（補足）地方独立行政法人法に基づき、年度評価及びみなし評価並びに中期目標期間評価を行ったときは、機構に対し結果を通知し、公表するとともに議会に報告することとされている。本県では毎年 8 月頃に評価委員会を開催しており、終了後、9 月議会に報告する。

II-3 評価の目的

設立団体の長（知事）が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

II-4 評価を行う上での基本的な考え方

評価に際しては、以下の観点に基づき検討をおこなう。

- (1) 高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与していること。
- (2) 医療の提供等機構の行う業務が効果的かつ効率的に実施されていること。
- (3) 地独法制度における基本理念としての「公共性」や「透明性」が確保されていること。また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。
- (4) 県が指示した「方針書」である中期目標に沿って業務が実施されていること。

II-5 評価の着眼点

年度評価及びみなし評価並びに中期目標期間評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

II-6 評価方法

(1) 年度評価

① 暫定評価

年度評価の暫定評価は、次年度計画に反映させるため、事業年度途中（2～3月頃）に行う。

この際、機構から提出された暫定的な業務実績報告書を基に、項目別業務実績の各項目について当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

② 本評価

年度評価の本評価は、事業年度終了後に行う。

この際、機構から提出された業務実績報告書を基に、項目別業務実績の各項目について当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

(2) 中期目標期間評価

① 暫定評価

暫定評価は、次期中期目標及び中期計画の策定にあたり、次期の方向性を見据えるとともに、機構の業務運営の迅速な改善を図ることを目的として、当該中期目標期間の中間年度に行う。

この際、機構から提出された業務実績報告書（暫定版）を基に、項目別業務実績の各項目について、当該中期目標の中間時点での中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

② みなし評価

みなし評価は、次期中期目標及び中期計画にその結果を反映させ、次期の方向性を定めるとともに、機構の業務運営の迅速な改善を図ることを目的として、当該中期目標期間の最終年度に行う。

この際、機構から提出された業務実績報告書（暫定版）を基に、項目別業務実績の各項目について、当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

また、このみなし評価において、法第30条の「中期目標の期間の終了時の検討」を併せて行うこととする。

③ 本評価

中期目標期間評価の本評価は、当該中期目標期間の終了後に行う。

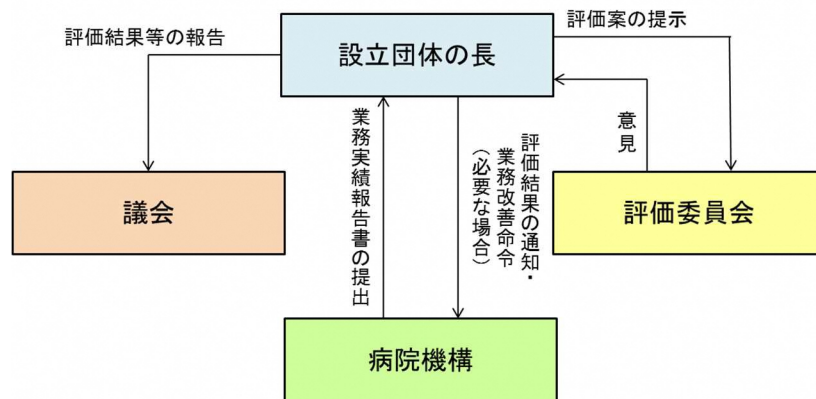
この際、機構から提出された業務実績報告書を基に、項目別業務実績の各項目について当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

II-7 評価の実施主体

(1) 設立団体の長（知事）

地独法の改正により、平成 30 年度から業績評価の主体が評価委員会から設立団体の長に変更された。

これにより、目標設定者である県が評価を行うことで、法人の目標と評価の最終的な責任の所在が明らかとなり、中期目標を基礎とした PDCA サイクルがより実効的なものとなる。



(2) 静岡県立病院機構評価委員会

本県では、評価に係る基本方針及び各評価要領に規定することにより、引き続き、静岡県立病院機構評価委員会に対し、設立団体の長が作成した評価に対する意見を聴くこととしている。

1 概要

区分	内容
名称	地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会
設置根拠	・地方独立行政法人法第 11 条第 1 項 ・地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例
位置づけ	設立団体の長の附属機関
要件	医療又は経営に関し学識経験のある者から、知事が任命(条例第 3 条第 2 項)
人数	5 人以内(同条第 1 項) ※必要に応じて臨時委員の設置可(同条第 3 項、4 項)
任期	2 年(条例第 4 条第 1 項) 再任可(同条第 2 項)

2 主な業務

項目	内容
知事が行う業務実績評価に対する意見	①各事業年度における法人業務実績の評価(条例第 3 条第 2 号) ②中期目標期間終了時に見込まれる法人業務実績の評価(法第 28 条第 4 項) ②中期目標期間における法人業務実績の評価(条例第 3 条第 2 号) ※次期年度計画・中期目標に反映させるため期間途中に暫定評価を実施(県独自)
知事が認可等を行う際の意見	・中期目標を策定・変更する際の意見(法第 25 条第 3 項) ・中期計画を認可・変更認可する際の意見(条例第 3 条第 1 号) ・中期目標期間終了時に法人の必要性、組織、業務全般にわたる検討を行う際の意見(法第 30 条第 2 項) 等
知事への意見申出	・法人役員の報酬等の支給基準に関する意見の申出(法第 49 条第 2 項)

別紙 静岡県立病院機構評価委員会 委員名簿

<任期 平成29年9月19日から平成31年9月18日まで>

区 分	氏 名	所属団体名・役職名
委 員 長	山岡 義生	京都大学名誉教授・男山病院名誉院長
委員長代理	田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
委 員	徳永 宏司	一般社団法人静岡県医師会副会長
委 員	松岡 慶子	株式会社松岡カッター製作所専務取締役
委 員	山田 夏子	公認会計士

○地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例

平成19年7月13日

条例第48号

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例をここに公布する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画
- (2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績
- (3) その他知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第23号抄)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）の設立団体の長である知事が、機構の業務の実績について評価を行うに当たっては、以下の方針に基づくものとする。

1 目的

知事が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

2 基本的な考え方

知事が行う評価の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

(1) 医療水準の向上や県民の健康の確保など県民への寄与

高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。

(2) 業務運営の効果的かつ効率的な実施

機構の行う業務（医療の提供等）が、効果的かつ効率的に実施されていること。

(3) 公共性及び透明性の確保と自主性の発揮

地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」（確実に実施されることが必要な医療を提供すること。）や「透明性」（業務内容の公表を通じ、組織及び運営の状況を明らかにすること。）が確保されていること。

また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。

(4) 中期目標により指示した方針に沿った業務運営

県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。

3 評価方法

知事は、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「みなし評価」という。）及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

年度評価、みなし評価及び中期目標期間評価に当たっては、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くこと

とする。

(1) 年度評価

ア 年度評価は、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

イ 次年度の計画に反映させるため、年度途中で暫定評価を行う。

ウ 年度評価の詳細については、別途定めるものとする。

(2) みなし評価

ア 中期目標期間のみなし評価は、機構から提出された当該中期目標に係る暫定的な事業報告書を基に、当該中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況を調査及び分析をし、総合的な評定をして行うものとする。

イ みなし評価の詳細については、別途定めるものとする。

(3) 中期目標期間評価

ア 中期目標期間評価は、機構から提出された当該中期目標に係る事業報告書を基に、当該中期目標期間における中期目標の達成状況を調査及び分析することにより、中期目標期間中の業務実績全体について総合的な評定をして行うものとする。

イ 次期中期目標に反映させるため、期間途中で暫定評価を行う。

ウ 中期目標期間評価の詳細については別途定めるものとする。

4 その他

知事は、評価を行うに当たり、評価の正確性や信頼性を確保するために、客観的かつ中立公正に行うように努める。

附則

この方針は、平成 21 年 11 月 9 日から施行する。

この方針は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構の事業年度の業務実績に係る評価要領

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）の設立団体の長である知事が行う、機構に係る各事業年度の業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）に当たっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

知事は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とし、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基にして、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項各号に規定する年度評価を行う。

2 評価の着眼点

年度評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

3 評価の時期

年度評価は、法令等に基づき、事業年度終了後に行うこととする。

また、次事業年度の機構の業務運営に反映させるために、暫定評価を当該事業年度途中に行うこととする。

4 評価方法

(1) 業務の実績報告

機構は、業務の実績等を業務実績報告書により記載し、当該実績について自己評価を行った結果を明らかにした報告書とともに、知事に提出する。

業務実績報告書には、地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則第 6 条に規定する事項を記載することとする。

また、自己評価に当たっては、年度計画を実施する具体的な取組である行動計画の各項目に沿って行うこととし、以下の区分及びその説明を記載する。

A	計画に対し十分に取り組み、大きな成果が得られている。
A ⁻	計画に対し十分に取り組み、一定の成果が得られている。
B	計画に対し十分に取り組んでいる。
C	計画に対する取組みは十分ではない。

(2) 法第 28 条に基づく年度評価

年度評価は、機構から提出された業務実績報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

なお、年度評価に当たっては、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くこととする。

(3) 暫定評価

次事業年度の機構の業務運営に反映させるための暫定評価についても、(1)に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。

なお、暫定評価に当たっては、評価委員会の意見を聴くこととする。

5 通知

知事は、年度評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。

また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。

6 公表

知事は、機構に対し年度評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項（勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容）を公表するものとする。

7 評価結果の反映

機構は、年度評価及び暫定評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させ、毎年度、当該評価の反映結果を公表するものとする。

8 その他

本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。

附則

この要領は、平成 21 年 11 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 12 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構 平成 30 年度計画

県立病院機構は、第 2 期中期計画期間の 5 年目を迎えるにあたり、引き続き「第一級の病院」、「地域医療支援の中心的機能」など、中期目標において求められている役割を果たしていくことを最優先課題として取り組んでいく。

このため、積極的な人材確保、環境改善及び医療の質の向上、地域医療機関との更なる連携、業務量に基づく収支計画、法人の特色を活かした経営の効率化、将来を見据えた資本整備、経常収支比率 100%の達成を念頭に、平成 30 年度重点事業、予算・収支計画・資金計画等を以下のとおり定める。

第 1 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供

(1) 基本的な診療理念

各県立病院は、患者が選択し納得できる最良の医療を提供するため、次の事項等に取り組む。

- ・患者への十分な説明と同意の徹底
- ・医療技術の向上
- ・チーム医療の推進
- ・医療安全対策の充実
- ・患者満足の上

(2) 県立病院が担う役割

県内の中核的病院として高度・専門・特殊医療を提供するため、地域の医療機関との機能分担を推進し、地域の医療機関との連携を強化する。

- ・紹介・逆紹介の推進
- ・地域連携クリニカルパスの推進
- ・かかりつけ医との診療情報の共有化の推進
- ・ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル（ふじのくにねっと）の推進

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

各県立病院は、県が求める政策医療を念頭に、それぞれの特性を生かし、以下の医療に重点的に取り組む。

- ア 循環器疾患・がん疾患については、小児は県立こども病院が、成人は県立総合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。
- イ 周産期医療における産科合併症及び脳卒中等産科以外の疾患による合併症や精神科患者の身体合併症などについては、各県立病院が連携して取り組む。
- ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療に着実に取り組む。
- エ 先進的医療である移植医療に取り組む。
- オ リハビリテーションや相談援助の体制を充実し、患者の社会復帰、生活支援、就学・就労につながる支援等に取り組む。
- カ 遺伝子解析・診断を活用した疾患の予防、治療及び相談支援に取り組む。
- キ 認知症については、鑑別診断や周辺症状と身体合併に対する急性期治療、専門医療相談等の実施に取り組む。また、発達障害については、鑑別診断や治療を実施するとともに、地域の保健福祉関係者への助言等の医学的支援や、医療従事者や教育関係者に対する研修の実施に取り組む。
- ク 高度・専門・特殊医療を県民に提供する第一級の病院であり続けるために、低侵襲治療や高度な治療への対応の強化（ロボット支援手術・放射線治療等の拡充）など、医療を取り巻く環境変化に応じて、先進的な施設及び機器等の充実に取り組む。
- ケ 各県立病院は医療の提供に当たり、次のとおり重点的に取り組む。

(ア) 県立総合病院診療事業

県内医療機関の中核的病院として、各疾患に対する総合的な医療をはじめ、3大疾患（心疾患、脳血管疾患、がん）に対する高度・専門医療や救急・急性期医療等を提供する。

各診療事業を推進するため、医師・看護師確保に取り組む。

県民に提供する医療<業務予定量>

病床数	712床
一般病床	662床
結核病床	50床
外来患者	434,048人
入院患者	236,388人

○循環器疾患患者に対して循環器病センター機能を生かした24時間体制による高度な専門的治療を提供する体制の充実

- ・重症心不全疾患の患者に対して冠状動脈疾患集中治療室（CCU／ICU）機能を最大限に生かした高度な専門的治療の提供
- ・急性心筋梗塞、脳卒中発症患者に対応する24時間救急受入体制の強化
- ・循環器関連診療科の有機的な連携によるチーム医療の推進
- ・ハイブリッド手術室の使用によるステントグラフト治療、TAVI（経カテーテル大動脈弁治療）、低侵襲心臓手術（MICS）等の高度専門医療の提供

○がん疾患患者に対して地域がん診療連携拠点病院としての高度な集学的治療を提供する体制の充実及び地域の医療機関等と連携した緩和ケアや終末期医療の提供

- ・先端医学棟の設備・機能を最大限に活用し、手術、放射線治療、化学療法に係るがん診療体制の充実
- ・地域の医療機関等との連携による緩和ケアや終末期ケアの推進
- ・がん相談及び情報提供機能の強化
- ・ロボット支援手術の活用

○重篤な救急患者に対応する高度救命救急センターの運営

- ・高度救命救急センター運営に必要な専門スタッフの確保・育成
- ・集中治療専門医の確保
- ・救急搬送患者の受入体制の充実

(イ) 県立こころの医療センター診療事業

県内精神医療の中核病院として、総合的・専門的な精神科医療を提供するとともに、精神科救急・急性期医療や、他の医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図る。

県民に提供する医療<業務予定量>

病床数	280床
精神病床	280床
外来患者	40,416人
入院患者	55,190人

○精神科救急・急性期医療の提供体制の充実

- ・救急患者を常時受け入れ可能な体制の整備及び新たな入院患者の早期退院を支援する精神科救急・急性期医療の提供体制の整備
- ・24時間365日精神科救急医療相談に対応可能な体制の整備

○他の医療機関では対応困難な精神疾患患者に対する高度医療への積極的な取組

- ・高度医療（クロザピン、m-ECT（修正型電気けいれん療法）、心理・社会的治療（心理教育、家族教室等））への取組

○多職種チームによる包括的在宅医療支援体制の構築

- ・入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるようになるための、多職種チームによる包括的在宅医療支援体制の構築

○医療観察法等の司法精神医療への積極的な関与

- ・「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の司法精神医療への、指定医療機関としての積極的な関与

(ウ) 県立こども病院診療事業

県内小児医療の中核病院として、一般医療機関では対応困難な小児患者に対する高度・専門医療やハイリスク妊婦に対する周産期医療を提供する。

県民に提供する医療<業務予定量>

病床数	279床
一般病床	243床
精神病床	36床

外来患者 107,645人

入院患者 81,040人

○小児重症心疾患患者に対し、24時間を通して高度な専門的治療を提供する体制の充実及び小児心疾患治療の先進的な施設としての専門医等の育成

- ・小児重症心疾患患者へ24時間対応による専門的治療の提供体制の充実
- ・小児循環器疾患治療スタッフに対する教育体制の充実や小児集中治療室（PICU）、新生児集中治療室（NICU）及び循環器集中治療室（CCU）の相互研修の実施を通じた治療レベルの向上による循環器センターの機能を強化
- ・小児用補助人工心臓装置の活用
- ・心エコー画像のリアルタイム遠隔診断の実施
- ・ハイブリッド手術の適用拡大

○地域の医療機関と連携したハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの維持・充実と新生児に対しての高度な専門的治療を提供する体制の拡充

- ・すべてのハイリスク出産に対応できるシステム作り
- ・先天異常の出生前超音波診断や、出生後の管理・処置のための機器整備
- ・新生児集中治療室（NICU）における低侵襲手術の実施

○小児がん診療の連携拠点病院として、高度な集学的治療への積極的な取組

- ・小児がんの集学的治療推進、セカンドオピニオンの受入れなど、静岡県小児がん拠点病院としての機能強化
- ・院内がん登録の推進
- ・県立静岡がんセンターとの連携強化

○24時間を通して重篤な小児救急患者を受け入れる体制の維持及び地域で不足する小児救急医療体制の補完等、小児救急医療のモデルとなる体制整備

- ・院内各専門領域のバックアップによる、小児救急センター・小児集中治療センターを中心とした小児救急医療全般にわたる受入体制の強化、拡充
- ・小児救命救急センターとしてメディカルコントロール体制整備への協力

- ・小児救急専門スタッフの教育の充実

○子どものこころの診療分野の県内における中核的機能の発揮

- ・子どもの精神科専門病棟を有するこども病院としての強みを発揮
- ・「子どもの心の診療ネットワーク事業」の拠点病院として、教育・福祉・医療機関の連携ネットワークの更なる拡大、充実
- ・臨床研修の充実による児童精神科医の継続的育成

2 医療に関する技術者（医師、看護師等医療従事者）の研修を通じた育成と質の向上

（1）医師の卒後臨床研修の充実・強化等

- ・研修医に選ばれる良質な臨床研修指定病院としての臨床研修機能の充実
- ・医師の技術・知識の向上のための一般研修及び海外研修の充実、海外医師の招聘による研修の充実
- ・県立総合病院メディカルスキルアップセンターを活用した教育研修の充実、複数病院との共同利用で合同一次・二次救命処置トレーニングの実施
- ・県立こども病院ラーニングセンターの運用
- ・国際交流の推進
- ・認定看護師等の資格取得への支援
- ・看護学生等に対する魅力的な実習の提供
- ・コメディカル・事務職員の研修

（2）就労環境の向上

- ・ワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な雇用形態や勤務時間など柔軟な勤務条件の設定
- ・医療従事者が本来業務に専念できる環境の整備
- ・職員の意欲を高め、勤務実績が的確に反映される人事・給与制度の検討
- ・職員が働きやすい施設等の環境整備
- ・県立こども病院院内保育所建替え

（3）知識や技術の普及

- ・学会や研修会等へ積極的に参加できる仕組みづくり
- ・認定看護師等の資格保有者の活用
- ・県内の医療従事者への教育研修機能の開放

3 医療に関する調査及び研究

県内の医療水準の向上に寄与するため、県立病院としての医療資源の活用、院外へ

の情報発信、他機関との連携等により調査・研究に取り組む。

(1) 研究機能の強化

- ・ 県立総合病院リサーチサポートセンターの臨床研究を行う環境整備及び研究支援体制の充実
- ・ 県立総合病院リサーチサポートセンターにおいて、静岡県からの受託研究として、「県民の健康寿命の更なる延伸」に向けた社会健康医学研究の実施
- ・ 治験や調査研究事業に積極的に参画できる体制の整備・充実による受託件数の増加
- ・ 県立大学等の研究機関との共同研究

(2) 診療等の情報の活用

- ・ 診療情報等の分析
- ・ 収支実績を部門別に随時把握できるシステムの利用

(3) 県民への情報提供の充実

- ・ 定期的な公開講座、医療相談会等の開催
- ・ ホームページ等による健康管理・増進などについての情報提供
- ・ 報道機関等への情報発信

4 医療に関する地域への支援

地域医療支援の中心的機能を果たすため、急性期病院として必要な医師を確保し、自らの診療体制を確立した上で、地域の医療機関への医師派遣に協力するとともに、高度医療機器等の共同利用を推進するなど、人材、施設・設備両面での地域の医療機関への支援を推進する。

(1) 本県の医師確保対策への取組

- ・ 県の医師派遣事業への協力
- ・ 県の医師派遣事業に必要な医師定数の見直し
- ・ 「ふじのくに地域医療支援センター」機能の一部である医師就労等相談窓口業務などを受託・運営
- ・ 新専門医制度への対応

(2) 地域医療への支援

- ・ P E Tイメージング・センター、C T、M R I等の共同利用の推進
- ・ I C T技術を活用した地域医療機関等との連携及び支援

(3) 社会的な要請への協力

- ・ 公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請への対応

5 災害等における医療救護

県立病院として、県内外の災害等の発生に対し十分な備えをするとともに、医療救護活動の拠点としての役割を果たす。

(1) 医療救護活動の拠点機能

- ・ 災害拠点病院（小児分野を含む）等として、災害時の医療救護活動の拠点機能を担う
- ・ 小児専門医療機関間の災害時情報交換システムと相互協力関係の構築

(2) 他県等の医療救護への協力

- ・ 災害発生初期におけるDMAT（災害派遣医療チーム）・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣及び県からの要請に基づく支援等の実施

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営に関しては、医療の質の向上のため、適切な職員配置や組織づくりに努めるとともに、業務改善への職員の意欲を高め、効率的な業務運営の実現を図る。

1 簡素で効率的な組織づくり

- ・ 意思決定の迅速化・情報の共有化等、機動的な法人運営
- ・ 医療ニーズや業務量の適切な把握と組織体制等への反映
- ・ 人事評価の制度化に向けた取組み

2 効率的な業務運営の実現

- ・ 効果的な職員採用
- ・ 柔軟な採用試験の実施等、業務の質と量に応じた人材の適時採用
- ・ 看護師確保のため、看護師修学資金の活用推進や広報活動など多様かつ多角的な確保対策の実施
- ・ 診療報酬など収入の適正な確保
- ・ 業務の質を担保しつつ、多様な契約手法の活用や事務の効率化などによるコスト削減
- ・ 経営情報を把握及び適時適切な措置を講じられる体制整備
- ・ 経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上

3 事務部門の専門性の向上

- ・階層や職務に応じた効果的な研修の実施、学会発表等への事務職員の参加など
- ・異動方針の弾力的運用及び各部署におけるOJT（on-the-job training）をはじめとする人材の育成・研修の推進
- ・診療情報管理機能の強化

4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成

- ・業務の改善の取組等を通じた職員の意識向上及び病院運営の活性化

第3 予算、収支計画、資金計画及び収支予算等

予算、収支計画、資金計画及び収支予算等は、別表のとおりとする。

第4 その他業務運営に関する事項

施設及び設備に関する主要な計画

施設及び設備に関する主要な計画	
総合病院	既存棟跡地改修（病院再整備）
	既存不適格改修
	本館耐震補強改修
	医師宿舎建設
	立体駐車場建設
こころの医療センター	衛生設備改修 ・給水設備、患者用トイレ等の改修
こども病院	本館リニューアル工事
	院内保育所の建設（建替え）

(別表)

1 予算(平成30年度)

区	分	金額
収入		52,660
営業収益		46,406
医業収益		39,369
運営費負担金		6,825
その他の営業収益		211
営業外収益		427
運営費負担金		175
その他の営業外収益		253
資本収入		5,827
運営費負担金		0
長期借入金		5,826
その他の資本収入		1
その他の収入		0
支出		53,867
営業費用		42,122
医業費用		41,765
給与費		21,896
材料費		12,094
経費		7,352
研究研修費		423
一般管理費		356
営業外費用		363
資本支出		11,378
建設改良費		7,993
償還金		3,129
長期貸付金		256
その他の支出		4

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額22,142百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。

2 収支計画(平成30年度)

区	分	金額
収益の部		47,423
営業収益		46,965
医業収益		39,770
運営費負担金収益		6,825
資産見返負債戻入		158
その他営業収益		212
営業外収益		459
運営費負担金収益		175
その他営業外収益		284
臨時利益		0
費用の部		47,321
営業費用		46,240
医業費用		45,848
給与費		22,282
材料費		12,107
経費		6,939
減価償却費		4,093
研究研修費		428
一般管理費		392
営業外費用		671
臨時損失		411
予備費		0
純利益		102
目的積立金取崩額		0
総利益		102

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、必ずしも一致しない。

3 資金計画(平成30年度)

区	分	金額
資金収入		61,776
業務活動による収入		46,833
診療業務による収入		39,369
運営費負担金による収入		7,000
その他の業務活動による収入		464
投資活動による収入		1
運営費負担金による収入		0
その他の投資活動による収入		1
財務活動による収入		5,826
長期借入れによる収入		5,826
その他の財務活動による収入		0
前事業年度からの繰越金		9,116
資金支出		61,776
業務活動による支出		42,488
給与費支出		22,142
材料費支出		12,094
その他の業務活動による支出		8,252
投資活動による支出		7,993
固定資産の取得による支出		7,993
その他の投資活動による支出		0
財務活動による支出		3,385
長期借入金返済による支出		1,756
移行前地方債償還債務の償還による支出		1,372
その他の財務活動による支出		256
翌事業年度への繰越金		7,909

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、必ずしも一致しない。

4 収支予算等

(1) 収益的収入及び支出

①収入 (単位:千円)

款	項	目	金額
営業収益			46,964,625
営業収益	医業収益	診療収益	39,769,847
		その他医業収益	39,120,062
		保険等査定減	800,723
			▲ 150,938
	運営費負担金収益	運営費負担金収益	6,825,089
	資産見返負債戻入	資産見返負債戻入	157,793
			157,793
その他営業収益	補助金等収益	211,896	
		211,896	
営業外収益			458,771
営業外収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益	174,911
			174,911
	その他営業外収益	寄付金等収益	0
		財務収益	542
	雑益	283,319	
臨時利益			0
臨時利益	臨時利益		0
		過年度損益修正益	0
	計		47,423,396

②支出 (単位:千円)

款	項	目	金額
営業費用			46,239,514
営業費用	医業費用	給与費	45,847,605
		材料費	22,281,515
		経費	12,106,539
		減価償却費	6,939,301
		研究研修費	4,092,584
			427,666
	一般管理費	給与費	391,909
		経費	272,299
		減価償却費	111,395
			8,215
営業外費用			670,567
営業外費用	財務費用	支払利息	313,060
			313,060
	その他営業外費用	資産取得に係る控除対象外消費税償却	357,507
		消費税	306,175
		雑損失	40,809
臨時損失			411,332
臨時損失	臨時損失	固定資産除却損	10,523
		過年度損益修正損	411,332
			407,332
予備費			0
予備費	予備費		0
		予備費	0
	計		47,321,413

注1) 支出予算の流用は会計規程に定めるところによる。

注2) 棚卸資産の購入限度額は12,079,000千円とする。

(2) 資本的収入及び支出

①収入 (単位:千円)

款	項	目	金額
資本収入			5,827,054
資本収入	長期借入金	長期借入金	5,826,000
			5,826,000
	その他資本収入	補助金等	1,054
			1,054

②支出 (単位:千円)

款	項	目	金額
資本支出			11,378,419
資本支出	建設改良費	資産購入費	7,993,367
		建設改良費	4,380,320
			3,613,047
	償還金	移行前地方債償還債務元金償還金	3,128,902
		長期借入金元金償還金	1,372,407
			1,756,495
長期貸付金	長期貸付金	256,150	
		256,150	

注1) 支出予算の流用は会計規程に定めるところによる。

(3) 重要な資産の取得

種 類	名 称	用 途	数量
器械備品	放射線治療機器	高エネルギーX線による悪性腫瘍治療	1
器械備品	血管造影装置	脳血管外科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科及び放射線内科の診療において、血管造影を実施	1
器械備品	I V R - C T	主に循環器、カテーテル治療において血管造影や、心臓血管、脳神経外科等の手術前後のX線断層撮影を実施	1

(4) 長期借入金

目 的	期 間	限 度 額
県立病院施設整備事業 器械備品等購入事業 車両購入事業	30年以内 (措置期間を含む)	5,826,000 千円

地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標

前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、平成21年度の法人設立以降、県立3病院（県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院）を運営し、他の医療機関では対応困難な高度・専門医療等の提供をはじめ、救急医療や災害時医療の提供、公的医療機関への医師派遣など、本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきました。

平成26年度から平成30年度までの第2期中期目標期間においては、地方独立行政法人制度の特徴を活かした病院運営を行い、県立総合病院における先端医学棟の開棟をはじめ、先進的な医療施設の整備及び医療機器の導入など、医療の質の向上とその提供体制づくりに取り組んでいます。

また、経営面においても、設立以降毎年度経常収支黒字を達成しており、健全な病院運営が続いております。

医療の高度化や医療ニーズの多様化が進む一方で、超高齢社会が到来し、平成37年には全ての団塊世代が75歳以上となることから、平成37年における医療提供体制を確保するため、県では地域医療構想を策定し、医療機能の分化や地域の医療機関の連携を推進しています。

このような中で、平成31年度から始まる第3期中期目標期間においては、本県の医療政策の方針を定めた静岡県保健医療計画や総務省が策定した新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、県立病院として、継続して本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献することとし、その機能を強化して、県民の医療ニーズに応え、安全で質の高い医療の提供を図っていく必要があります。また、PDCAサイクルが適切に機能するために、県立病院機構が自主的に定量的目標を策定し、業務運営に取り組む必要があります。

この中期目標は、第3期中期目標期間における県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療の確保や向上のため、県立病院機構が以下の項目に真摯に取り組み、目標が実現されることを強く求めるものであります。

- 1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。
- 2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。
- 3 医師の確保及び育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。
- 4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。
- 5 医療水準の向上及び医療人材の確保を目指し、臨床研究に取り組むこと。また、県立総合病院のリーサーサポートセンターにおいて県が推進する社会健康医学研

究に協力すること。

第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、質の向上に取り組み、多様化する県民の医療ニーズへの対応に努めること。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう、県民視点での情報発信に努めるほか、患者や家族の立場に立ち、その満足度が高められるよう、創意工夫に取り組むこと。

1 医療の提供

医療機関として求められる基本的な診療理念や県立病院が担う役割を明確にし、他の医療機関との機能分担や連携のもと、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。

(1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。

(2) 県立病院が担う役割

他の医療機関では対応困難な高度・特殊医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供するとともに、地域連携に努め、県内医療機関の中核病院としての役割を果たすこと。また、医療技術の進展等に対応し、高度・専門医療等の更なる充実・強化に努めること。

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

県立総合病院においては、先端医学棟の設備・機能を最大限に活用し、3大疾患（がん、脳血管疾患、心疾患）を中心に高度・専門医療や急性期医療等を提供すること。また、高度救命救急センターの運用による広範囲熱傷等の特殊疾病患者の受入れ等、高度救急医療を継続して提供するほか、広域的な救急医療の提供への対応を図ること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率90%以上、入院患者満足度90%以上、外来患者満足度85%以上の達成を目指すこと。

県立こころの医療センターにおいては、精神科救急・急性期医療の提供や他の医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図るほか、多様な精神疾患への対応や早期入院・早期社会復帰を支援する医療提供体制の充実に努めること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率85%以上、外来患者満足度85%以上の達成を目指すこと。

県立こども病院においては、小児重症心疾患患者やハイリスク胎児・妊婦、

新生児に対する高度・先進医療を提供すること。また、小児がん拠点病院としての機能強化、高度な小児救急医療の充実及び児童精神分野の医療の充実を図るほか、患者の円滑な退院・在宅移行を支援する体制整備に努めること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率75%以上、入院患者満足度90%以上、外来患者満足度90%以上の達成を目指すこと。

さらに、県立3病院は、結核、エイズ等の感染症医療や難病医療、移植医療、アレルギー疾患医療等を提供すること。また、認知症をはじめとした精神科患者の身体合併症、周産期医療における産科合併症以外の合併症及び二次的障害を含む発達障害への対応など、一病院では対応が困難な分野においては、県立3病院のそれぞれの特性を活かし、相互に連携を取り、適切な対応を図ること。

その他、移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題に取り組み、今後の疾病構造や県民の医療ニーズの変化等に対応し、県が求める政策医療に協力すること。また、医療施設や機器の整備については計画的に実施するとともに、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じ、機動的な対応を行うこと。

2 医療従事者の確保及び質の向上

各病院及び地域の医療水準の維持・向上を図るため、医師、看護師等医療従事者の確保に努めること。また、優秀な人材を育成するため、院内研修及び国内外との交流による研修機能の充実を図ること。さらに、医療従事者が働きやすい環境の整備に努めること。

(1) 医療従事者の確保・育成

各病院が有する物的・人的資源を活用した研修プログラムを充実させることにより、各病院において臨床研修医や専攻医の確保・育成に取り組むほか、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。また、看護師及びその他の医療従事者の資質向上のため、所有施設を有効活用した研修の充実を図るとともに、看護師養成施設等からの実習生受入れなど、県内の看護師の養成に協力すること。

(2) 勤務環境の向上

優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、ワーク・ライフ・バランスの向上の推進や職員の精神面を含めた健康保持に配慮するほか、医師をはじめとした医療従事者の業務分担を行うなど、勤務環境の向上を図ること。

3 医療に関する調査及び研究

医療や県民の健康寿命延伸に関する調査及び研究を行い、県立病院が提供する医療の高度化や本県の医療水準の向上、県民の健康寿命の延伸に寄与すること。

(1) 研究機能の強化

各病院が臨床研究に取り組み、その研究成果の発信等により、県内医療水準の向上及び医療人材の確保に努めること。また、県立総合病院のリサーチサポートセンターにおいて、医療ビッグデータを活用した疫学、ゲノム研究など県が推進する社会健康医学研究に協力すること。さらに、産学官との連携による共同研究や治験に取り組むこと。

(2) 診療等の情報の活用

診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。

4 医療に関する地域への支援

本県の地域医療の確保のため、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、信頼され、必要とされる病院であり続けるよう努めること。

(1) 地域の医療機関等との連携・支援

県が策定する医師確保計画の推進に協力し、医師不足の公的医療機関に対し医師派遣を行うこと。また、他の医療機関から紹介された患者の受入れ及び患者に適した医療機関の紹介を積極的に行うこと。さらに、高度医療機器の共同利用の促進、ICTを活用した他の医療機関等との医療情報の共有など、地域医療の確保への支援を一層推進すること。

(2) 社会的な要請への協力及び知識や技術の普及

鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に対し、県立病院が有する人材や知見を積極的に提供し、県内の医療従事者の養成に貢献すること。

(3) 県民への情報提供の充実

公開講座や医療相談の開催、ホームページの活用などを通じて県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。

5 災害等における医療救護

県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担い、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

(1) 医療救護活動の拠点機能

災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。特に、県立総合病院は、基幹災害拠点病院として、県内の災害時医療の中心的役割を果たすことができるよう機能強化を図ること。あわせて、国の原子力災害対策指針に基づく新たな原子力災害医療体制の整備に努めること。また、県立こころの医療センターは災害時における精神医療分野の、県立こども病院は災害時における小児医療分野の、それぞれにおける基幹的役割を果たすよう、日頃から備えること。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的

に医療救護に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、一層効果的・効率的な業務運営に努め、生産性の向上を図ること。

1 効率的な業務運営体制の強化

医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、医療資源の有効活用や業務の見直し、職員参加型の業務改善等を推進し、業務運営体制の強化を図ること。特に、未稼働病床については、その活用方法について検討すること。

2 事務部門の専門性の向上

事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。

3 収益の確保と費用の節減

新たな診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的に検討を行うほか、診療報酬制度の改定に迅速に対応し、収益の確保を図ること。また、診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

費用面においては、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第3期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握するとともに、社会保障制度の見直しや診療報酬制度の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図ること。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・社会規範の遵守

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

2 計画的な施設及び医療機器の整備

施設及び医療機器の整備については、費用対効果、地域の医療ニーズ等を総合的に鑑みて計画的に実施すること。特に、高額な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分に検討した上で整備すること。また、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等の見直しを行うこと。